

マイナンバー制度をかたった不審電話などにご注意ください！

消費者庁で6日、マイナンバー制度をかたる不審な電話を受けた南関東の70代女性が、現金を支払わされる被害にあったと発表がありました。

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」
「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報进行调查中である」
などという、振り込め詐欺につながる電話がかかっています。

また、市民の方からもマイナンバー制度に関する不審電話があったという情報提供がありました。主な内容は次のとおりです。

発生日	内容
10月1日 (木)	総務省マイナンバー管理課と名乗る人物から電話があり、預貯金が300万円以下の人には還付金が出るので、マイナンバーを教えてくださいと言われた。
10月5日 (月)	区役所職員を名乗るものから、マイナンバーについて確認したいことがある、次の番号に連絡するように留守番電話があった。
10月7日 (水)	市役所から委託を受けている民間業者であり、マイナンバーの保管方法等について自宅に伺って説明をしたいが時間が取れるかと言われた。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。不審な電話などを受けたら、警察専用の相談電話#9110、又は最寄りの警察署までご相談ください。また、内容に応じて、次の相談窓口をご利用ください。

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

- 横浜市マイナンバーコールセンター 0570-045-506 ※一部IP電話などでつながらない場合は367-5272へ
(受付時間 9:00~17:00、日曜、祝日、年末年始を除く)
- 内閣府マイナンバー専用コールセンター 0570-20-0178
(受付時間 平日：9:30~22:00、土日祝：9:30~17:30、年末年始を除く)

《不審な電話を受けたらこちら》

- 横浜市消費生活相談 845-6666 受付時間 平日：9時~18時
土日：9:00~16:45

《詐欺被害などに遭われたらこちら》

- 警察相談専用電話 #9110 又は港北警察署 #9110 受付時間：原則、平日：8:30~17:15、都道府県警により異なる。土日祝日・時間外は一部の都道府県警を除き、当直又は留守番電話対応

このような電話などにご注意ください！

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、
 - ・ 国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることや、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- 「なりすまし」の郵送物にご注意ください！
 - ・ 「通知カード」は、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。
 - ・ 個人番号カードの交付申請先は、「地方公共団体情報システム機構」です。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。（10月6日追加）

(参考) これまでの全国の主な相談事例

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続が面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。
- 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続をしているが、あなたは手続をしているか」との電話があった。「まだ手続をしていない」と答えると、「早く手続をしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。
- 電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
- 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。（10月6日追加）